

外国語教育メディア学会（LET）関東支部賞規程

- 第1条 本規程は、外国語教育メディア学会（LET）関東支部（以下関東支部）が、関東支部会員のより一層の学術研究、教育実践を奨励し、関東支部の質的向上を図るため、会員の顕著な研究・実践活動等の業績に対し、顕彰をおこなうために関わる事項を取り決めたものである。
- 第2条 関東支部賞の名称は、「外国語教育メディア学会（LET）関東支部奨励賞」とする。受賞対象者は、関東支部の個人会員または学生会員の若手研究者とする。
- 第3条 関東支部賞の授与対象となる業績は、推薦時から遡って3年以内のものとし、以下のいずれかとする。
- 1) 関東支部紀要に掲載された優秀な論文
 - 2) 関東支部研究大会で発表された優秀な研究発表、実践報告、あるいはポスター発表
- 第4条 関東支部賞の授与対象は個人とし、第3条の業績は単著または筆頭著者とする。
- 2 関東支部賞の授与対象となる業績が、外国語教育メディア学会（LET）学会賞の授与対象となる業績と重複することを可とする。
 - 3 関東支部賞の授与対象となる業績が異なる内容であれば、連続年度受賞を可とする。
- 第5条 各賞の受賞者にはその栄誉を祝し、表彰状及び記念品を授与する。
- 第6条 関東支部賞選考のため、「外国語教育メディア学会（LET）関東支部賞選考委員会」を設置する。
- 第7条 外国語教育メディア学会（LET）関東支部賞選考委員会は、選考委員長及び選考委員若干名で構成される。
- 2 選考委員長及び選考委員若干名は、支部長が推薦し、関東支部合同会議（以下合同会議）の承認を得なければならない。
 - 3 選考委員（委員長を含む）の任期は、原則1期2年とし、3期を越えることはできない。
 - 4 選考委員（委員長を含む）及び関東支部事務局は、選考過程及び候補者に関する情報の守秘義務を負う。
- 第8条 関東支部賞の候補者は、個人会員、学生会員からの推薦にもとづき決定する。
- 2 関東支部賞の推薦にあたっての手順を次のように定める。

- 1) 関東支部賞候補者を推薦する個人会員、学生会員は、原則として、3月末日までに関東支部事務局に推薦書（対象者氏名、所属先名、授与対象研究名、詳細な推薦理由を明記。書式自由）をメールで送付する。
- 2) 関東支部事務局は、推薦書を関東支部賞選考委員会に送付する。

3 関東支部賞の推薦は、自薦、他薦を問わない。

4 関東支部賞の一推薦者は、同一業績を外国語教育メディア学会（LET）学会賞と関東支部賞に重複して推薦することはできない。

第9条 関東支部賞の選考は、推薦書にもとづき、外国語教育メディア学会（LET）関東支部賞選考委員会でおこない、合同会議の承認を得て決定する。

2 関東支部賞の選考にあたっての手順を次のように定める。

- 1) 選考委員長は、選考委員会を開催し、選考をおこなう。委員会の開催が不可能な場合は、ネット上で開催することができる。
- 2) 選考委員会は、関東支部賞の授与対象となる業績が基準に達すると判断した場合は、1年度につき、最大2名まで候補者を絞り込み、推薦理由を明記した書類と共に合同会議に報告する。基準に達する者がいない場合は、該当者なしとすることができる。
- 3) 選考委員会は、複数の推薦書がない場合に限り、第4条3項に従って、前年度の関東支部賞の受賞者を候補者とすることができる。
- 4) 選考委員会は、必要に応じて関東支部会員の中から学術的な意見を聴取することができる。この場合、選考委員会は合同会議に対して、聴取者の氏名、所属、専門分野等を報告しなければならない。
- 5) 選考委員会の報告に基づき、関東支部賞の受賞者を合同会議において承認、授与を決定する。
- 6) 関東支部事務局は合同会議の決定を受け、その結果を受賞者に表彰式日時と共に文書で通知する。
- 7) 表彰式は、原則として、関東支部総会においておこなう。

第10条 第9条に定めた関東支部賞の選考手順は、合同会議の議を経て、関東支部総会で変更することができる。

第11条 本規程の改定は関東支部総会の議を経なければならない。

付則

本規程は、2017年6月17日より施行する。